

海外農業農村開発促進調査等事業実施要領

平成23年4月1日付け22農振第2126号
最終改正 令和4年3月30日付け3農振第2465号
農林水産省農村振興局長

第1 趣旨

本事業は、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業内容

本事業は、別表に掲げる内容及び方法にて実施することとする。

第3 委員会の開催

- 1 交付等要綱第5の2に定める委員会は、国、民間団体等の学識経験者等をもって構成するものとする。
- 2 委員会の構成及び運営の細則については、事業実施主体が別に定めるものとする。

第4 事業実施手続

- 1 交付等要綱第9の1に規定する事業実施計画は、別紙様式第1号により作成するものとし、交付等要綱第9の1に基づく承認は、別紙様式第2号により行うものとする。
- 2 交付等要綱第9の2の規定に基づき事業実施計画を変更するときは、別紙様式第3号によるものとする。
- 3 交付等要綱第9の2の規定に基づく事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 海外技術協力促進検討事業
調査対象地域、調査の必要性又は事業実施期間の変更
- 4 交付等要綱第9の2の規定に基づく事業実施計画の変更の承認は、別紙様式第4号によるものとする。
- 5 事業の着手については、以下によるものとする。
 - (1) 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、調査対象国や地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、別紙様式第5号により、その理由を明記した交付決定前着手届を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。
 - (2) (1)のただし書により交付決定前に事業を着手する場合において、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体の責任とする。
 - (3) 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、補助金の交付申請書に、着手した年月日を記載するものとする。

第5 助成

交付等要綱第11の助成の対象となる経費は、事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

る。

- 1 賃金
- 2 報償費
- 3 旅費
- 4 需用費
- 5 役務費
- 6 委託料
- 7 使用料及び賃借料
- 8 備品購入費
- 9 給料、職員手当等
- 10 資材購入費
- 11 機械賃料

第6 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第19の2に基づき、当該年度における事業実施状況を、別紙様式第6号により、事業実施年度の翌年度の5月31日までに農村振興局長に報告するものとする。

別表（第2関係）

事業の名称	事業内容	実施方法
1 海外技術協力 促進検討事業		農村振興局長が別途定める公募要領によるものとする。
(1) かんがい排水 情報基盤システム 構築支援	東南アジア諸国を主対象として、モデル地区での実証調査を通じて、既存農業水利インフラの管理・運営に対し ICT を始めとしたイノベーションの活用により高度化を図り、効率化・省力化を実現するための情報基盤システムに係る事業計画の検討及び設備導入後のシステム運用に係る方針検討のためのガイドライン等を取りまとめるとともに、本邦企業の海外展開促進に資するため、事業展開構想を策定し提案を行う。	
(2) アフリカ等に おける本邦企業の 展開拠点ほ場整備 の支援	アフリカにおいて農業の機械化を推進するための基礎的条件となるほ場整備の実施促進を図るため、アフリカ諸国に適したほ場整備ガイドラインを策定する。 また、東南アジアにおいてスマート農業の導入に向けた次世代型ほ場整備のあり方を検討するため、モデルほ場での実証調査を行い、その成果として、次世代型ほ場整備ガイドラインを策定する。	
(3) アフリカにお ける稲作振興支援	アフリカにおいて太陽光、小水力等のエネルギー源を活用したかんがい技術の開発を行うとともに、上下流の水利用調整、節水	

	かんがい等の我が国で培われてきた技術の現地適用による有効かんがい面積の拡大や水利用の効率化を実証するためのモデル地区の整備を行う。これを踏まえ、施設計画から導入までの事業計画検討プロセスを取りまとめた「事業計画検討ガイドライン」と施設の運用及び開発技術の普及・啓発を目的とした「施設運用マニュアル」を策定する。	
--	---	--

附 則

- 1 この通知は、令和4年3月30日から施行する。
- 2 1による通知前の海外農業農村開発促進調査等事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

海外農業農村開発促進調査等事業実施計画書（事業名）

別紙計画書により海外農業農村開発促進調査等事業を実施したいので、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官依命通知）第9の1に基づき申請します。

別紙

（事業名）

調査国、調査地域（機関）名					
調査の必要性					
調査に要する経費		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	調査員手当	千円	千円	千円	千円
	旅 費	千円	千円	千円	千円
	その他経費	千円	千円	千円	千円
	計	千円	千円	千円	千円
調査の概要	〇〇年度				
	〇〇年度				
	〇〇年度				
	〇〇年度				

※調査に要する経費及び調査の概要については、事業実施期間における年度ごとに記載すること。

別紙様式第2号

番 号
年 月 日

(名称及び代表者氏名) 殿

農林水産省農村振興局長

海外農業農村開発促進調査等事業実施計画承認通知書（事業名）

○年○月○日付け○○第○○号で申請のあった海外農業農村開発促進調査等事業実施計画について、承認したので通知する。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

海外農業農村開発促進調査等事業実施計画変更申請書（事業名）

別紙計画書により海外農業農村開発促進調査等事業実施計画を変更実施したいので、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官依命通知）第9の2に基づき申請します。

別紙

（注1）別紙様式第1号の別紙の様式を用いるものとする。その場合には、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

（名称及び代表者氏名） 殿

農林水産省農村振興局長

海外農業農村開発促進調査等事業変更通知書（事業名）

〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった〇〇年度海外農業農村開発促進調査等事業実施計画変更申請について、変更を承認したので通知する。

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

海外農業農村開発促進調査等事業交付決定前着手届（事業名）

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、海外農業農村開発促進調査等事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2126号農林水産省農村振興局長通知）第4の5の（1）に基づき、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失の生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業においては、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

（注）海外農業農村開発促進調査等補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2127号農林水産事務次官依命通知）に基づく交付申請書提出前に着手した場合には、後日提出する交付申請書に着手日を記載すること。

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度海外農業農村開発促進調査等事業実施状況報告書（事業名）

〇〇年度海外農業農村開発促進調査等事業を実施したので、海外農業農村開発促進調査等補助金交付等要綱（令和4年3月30日付け3農振第2463号農林水産事務次官依命通知）第19の2に基づき下記のとおり報告します。

記

（事業名） 別紙のとおり

別紙

- 1 調査団構成
- 2 相手地域（機関）面接者
- 3 調査日程
- 4 調査の概要
- 5 調査結果